

事務所通信

消費税インボイス制度【免税事業者用】臨時号Ⅱ

＜駐車場経営者、フリーランス、一人親方など免税事業者の方へ＞

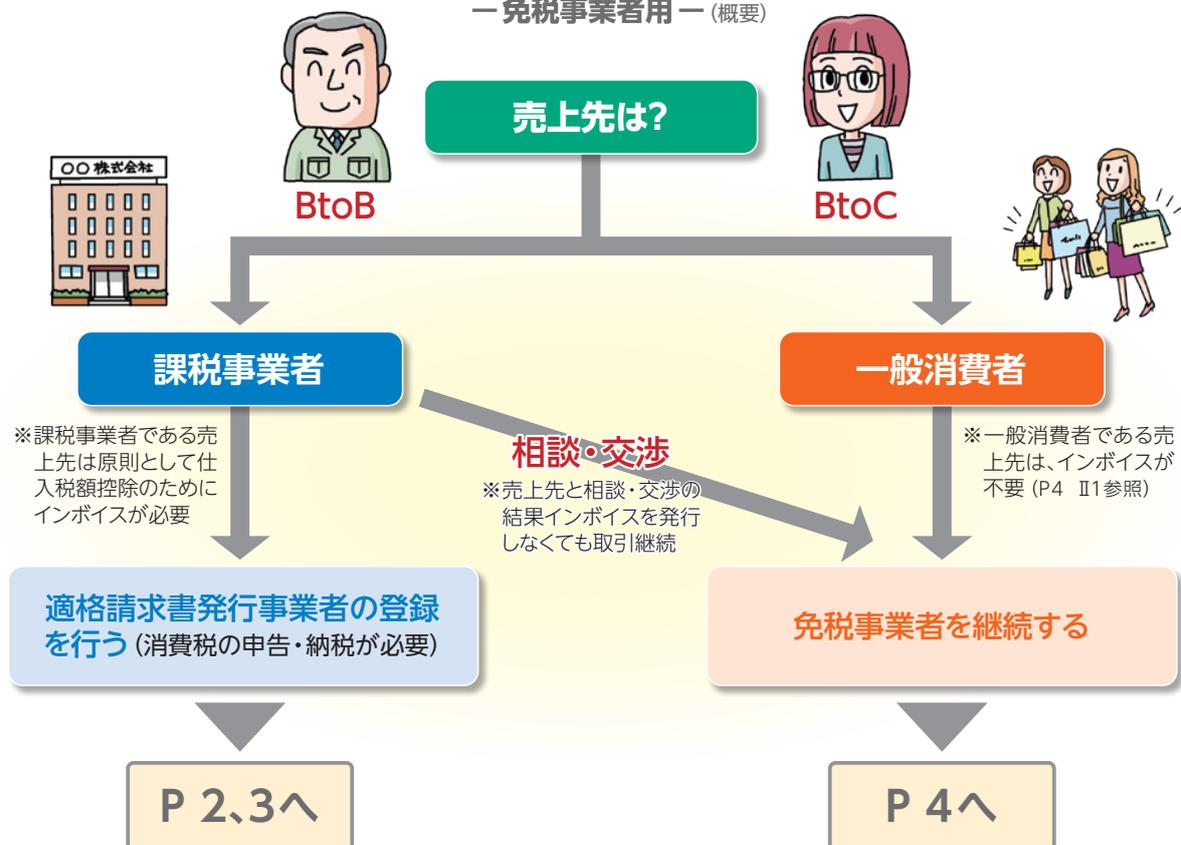
総合的な
判断を!

免税事業者のための インボイス対応のポイント

— 令和5年度税制改正対応版 —

＜インボイスを発行するかどうかの判定シート＞

— 免税事業者用 — (概要)



⇒ 判定時の留意点については、次ページ以降をご覧ください。

※本冊子の内容は、「令和5年度税制改正の大綱」(令和4年12月23日閣議決定)に基づいています。

I 適格請求書発行事業者の登録を行う際のポイント



適格請求書発行事業者の申請を行うつもりです。どんなことに気をつければよいでしょうか？



適格請求書発行事業者になると消費税の申告と納税が必要となります。また、以下の4つの事項について確認しましょう。

1 店名・屋号の公表を検討

適格請求書発行事業者の公表サイトは氏名又は名称（**個人事業者は個人名**）・登録番号・登録年月日が公表されます。店名や屋号は「**適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書**」の提出により公表することができます。

なお、「適格請求書発行事業者」にならなければ、本名がネット公開されることはありませんが、インボイスを発行できないと、課税事業者から価格改定や取引の見直しを相談される可能性があるため、慎重に検討する必要があります。

屋号を公表していない場合

山田 ●夫 の情報
登録番号
T1234567890123
氏名又は名称
山田 ●夫
登録年月日
令和5年10月1日
空欄...
どのお店のものかわかりづらい...

屋号を公表している場合

山田 ●夫 の情報
登録番号
T1234567890123
氏名又は名称
山田 ●夫
登録年月日
令和5年10月1日
主たる屋号
■■■工務店
わかる!

受け取った請求書に記載してあるお店の名前が表示されないため、発行したお店が適格請求書発行事業者であるかがわかりづらい。

受け取った請求書に記載されたお店の名前と表示される屋号が一致しているため、発行したお店が適格請求書発行事業者であることがよくわかる。

国税庁資料を基に作成

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率	④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

請求書	領収書																																																									
<p>△△商事株式会社 登録番号 T012345...</p> <p>11月分 131,200円 ××年11月30日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 ※</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉 ※</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>タオルセット</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>120,000円</td> <td>消費税 11,200円</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td>40,000円</td> <td>消費税 3,200円</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td>80,000円</td> <td>消費税 8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽減税率対象</p>	日付	品名	金額	11/1	魚 ※	5,000円	11/1	豚肉 ※	10,000円	11/2	タオルセット	2,000円	合計	120,000円	消費税 11,200円	8%対象	40,000円	消費税 3,200円	10%対象	80,000円	消費税 8,000円	<p>スーパー〇〇 東京都..... 登録番号 T123345...</p> <p>××年3月1日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヨーグルト※</td> <td>1</td> <td>¥108</td> </tr> <tr> <td>カップラーメン※</td> <td>1</td> <td>¥216</td> </tr> <tr> <td>ペットフード</td> <td>1</td> <td>¥550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>¥874</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td></td> <td>¥324</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td></td> <td>¥550</td> </tr> <tr> <td>内消費税額</td> <td></td> <td>¥24</td> </tr> <tr> <td>内消費税額</td> <td></td> <td>¥50</td> </tr> <tr> <td>お預かり</td> <td></td> <td>¥1,000</td> </tr> <tr> <td>お釣</td> <td></td> <td>¥126</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽減税率対象</p>	品名	数量	金額	ヨーグルト※	1	¥108	カップラーメン※	1	¥216	ペットフード	1	¥550	合計		¥874	8%対象		¥324	10%対象		¥550	内消費税額		¥24	内消費税額		¥50	お預かり		¥1,000	お釣		¥126
日付	品名	金額																																																								
11/1	魚 ※	5,000円																																																								
11/1	豚肉 ※	10,000円																																																								
11/2	タオルセット	2,000円																																																								
...																																																								
合計	120,000円	消費税 11,200円																																																								
8%対象	40,000円	消費税 3,200円																																																								
10%対象	80,000円	消費税 8,000円																																																								
品名	数量	金額																																																								
ヨーグルト※	1	¥108																																																								
カップラーメン※	1	¥216																																																								
ペットフード	1	¥550																																																								
合計		¥874																																																								
8%対象		¥324																																																								
10%対象		¥550																																																								
内消費税額		¥24																																																								
内消費税額		¥50																																																								
お預かり		¥1,000																																																								
お釣		¥126																																																								

国税庁「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き（令和4年9月）」を基に作成

2 請求書を発行する際の注意点 （自社が発行するインボイスの記載内容の整備）

適格請求書発行事業者が発行するインボイスでは、これまでの記載事項のほか、新たに「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要になります。

また、不特定かつ多数の者を相手に事業を行う事業者（小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業等）は、記載項目が簡略化された「簡易インボイス（適格簡易請求書）」を発行することができます。

3 消費税納税額のシミュレーション

免税事業者は申告不要のため、納税額はありません。一方、適格請求書発行事業者を選択した場合は消費税納税事業者となり、消費税の納税が必要となります。また、簡易課税と本則課税では事務処理方法と納税額が異なりますので注意が必要です。加工業（第4種事業）を例に消費税の納税額をシミュレーションしましたのでご確認ください。なお、令和5年度の税制改正により、免税事業者が適格請求書発行事業者となる場合には、納税額を売上時に受け取る消費税額の2割に抑える特例が3年間設けられる予定です。

※適格請求書発行事業者の選択、事業内容により、納付税額の有利・不利があるため、ご注意ください。

■ 加工業のケース（簡易課税制度のみなし仕入率は第4種事業60%を適用した場合）

※令和5年10月以降	1年間の売上	費用 (1年間の仕入)	消費税納税額	消費税納税額 (3年間の特例措置)
免税事業者	700万円		無し	無し
適格請求書発行事業者 (簡易課税)	770万円 (内、消費税70万円)	330万円 (内、消費税30万円)	28万円 【70万円 - (70万円 × 60%)】	14万円 【70万円 × 20%】
適格請求書発行事業者 (本則課税)	770万円 (内、消費税70万円)		40万円 【70万円 - 30万円】	14万円 【70万円 × 20%】

(注) 消費税と地方消費税を合わせた税率（10%）で計算しています。

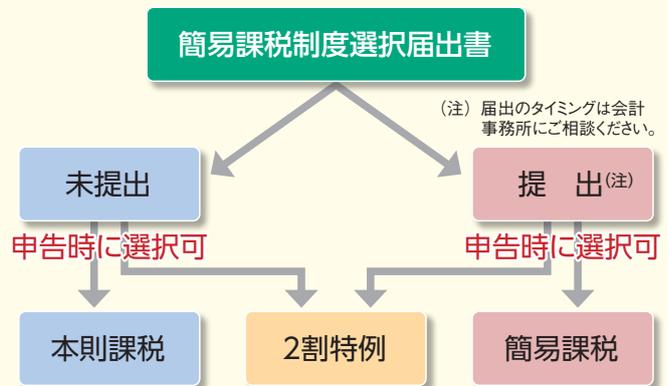
4 インボイス発行事業者となる免税事業者の納税額の特例による負担軽減

納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とする特例（「2割特例」）を適格請求書発行事業者となった免税事業者が受けようとする場合には、消費税確定申告書にその旨を付記する必要があります。

<「2割特例」適用のポイント>

- ①事前の届出は不要です。
- ②消費税申告時に、簡易課税・本則課税とも選択適用が可能です。

■ 消費税申告時における選択適用のイメージ



※明らかに「2割特例」が有利な場合は本則・簡易の税額計算を行わず、「2割特例」が適用可能

※簡易課税を選択した場合、2年間続ける必要があります。

令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料を基に作成

適格請求書発行事業者の登録申請期限について

- ①インボイス制度の施行日（令和5年10月1日）に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者の申請期限は、原則、令和5年3月31日とされています。
- ②令和5年4月1日以後に登録申請書が提出された場合でも、令和5年9月30日までの申請については、インボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録されることとなります。

※インボイス制度への対応には事業者の各種準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなるので、登録をお決めの方は早めの申請をおすすめします。



II 免税事業者を継続する際のポイント



免税事業者を継続したいのですが確認しておくことはありますか？

インボイス対応は自社の状況だけで判断せず、お客様（売上先）との関係も考慮しましょう。次の4つの事項を整理しておく必要があります。



1 インボイスを必要とするお客様は本当にいないか、再確認！

お客様の中には、勤め先での経費精算のためにインボイスが必要となる場合があります。
(商談や社内会議での飲食、会社で使う文房具や花等の提供、福利厚生を目的としたサービスの提供など)

この場合、仕入税額控除の対象とならない免税事業者との取り引きは敬遠される可能性があります。今一度、インボイスを必要とするお客様がいないか確認しましょう！

2 免税事業者はインボイスの発行はできません。(疑似インボイスの発行は罰則規定があります)

インボイスの発行は適格請求書発行事業者の申請により、国税庁の公表サイトに登録された事業者のみとなります。

3 免税事業者の販売価格に消費税相当額の転嫁を検討

免税事業者も仕入れや経費の支払い時に消費税を支払っています。よって、支払った消費税相当額を免税事業者の販売価格に転嫁することは容認されています。

4 価格や取引についてお客様と確認

免税事業者を継続することについてお客様（売上先）の仕入税額控除への影響、価格への消費税相当額の転嫁、今後の取引について相談しましょう。場合により、適格請求書発行事業者の登録申請を選択する必要があります。



免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A：公正取引委員会 (jftc.go.jp)

※下記のシートを利用し、会計事務所にご相談ください。

「適格請求書発行事業者」選択状況記入シート

令和 年 月 日

会計事務所名 _____

- 免税事業者のままている
- 適格請求書発行事業者を選択する
- 当面は免税事業者のままている ※()年後に適格請求書発行事業者の選択を検討する。
(選択の理由: _____)

事業者名 _____